

平成30年第2回廿日市市議会（第2回定例会）条例案新旧対照表

報告第7号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市税条例の一部を改正する条例）	1
報告第8号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例）	17
報告第9号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	21
議案第58号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	23
議案第59号	廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例	39
議案第60号	廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例	41
議案第61号	廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	53
議案第62号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	55
議案第63号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	57
議案第64号	廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	63

改正後	改正前
（年当たりの割合の基礎となる日数） 第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、<u>第52条第1項及び第4項</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項<u>並びに</u>第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、<u>第53条の2の規定により</u>課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 （略） （均等割の税率） 第31条 （略） 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める額とする。 （略） 3・4 （略） （市民税の申告） 第36条の2 （略） 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める様式による。 3 （略） 4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により	（年当たりの割合の基礎となる日数） 第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、<u>第52条</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項<u>及び</u>第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、<u>第53条の2の規定によつて</u>課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 （略） （均等割の税率） 第31条 （略） 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該</u>右欄に定める額とする。 （略） 3・4 （略） （市民税の申告） 第36条の2 （略） 2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める様式による。 3 （略） 4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定によつて

改正後	改正前
第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には____、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。 5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により 第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には____、3月15日までに、<u>同項</u> の申告書を市長に提出することができる。 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には____、第23条第1項第1号に<u>掲げる者</u>のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には____、第23条第1項第2号に<u>掲げる者</u>に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には____、新たに第23条第1項第3号又は第4号に<u>掲げる者</u>に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から5日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 (特別徴収義務者) 第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対	第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。 5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、<u>第1項</u>の申告書を市長に提出することができる。 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の<u>者</u>____のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第2号の<u>者</u>____に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の<u>者</u>____に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から5日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 (特別徴収義務者) 第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対

改正後	改正前
象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者<u>(次条第1項において「年金保険者」という。)</u>とする。 (年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には____、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には____、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。<u>次条第2項</u>において同じ。))を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。 2 (略) 3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、<u>「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。))の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</u> (法人の市民税の申告納付) 第48条 (略) <u>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。))が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合に</u>	象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者<u>(以下この節において「年金保険者」という。)</u>とする。 (年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には____、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。<u>以下この節</u>において同じ。))を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。 2 (略) 3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と____ ____、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。 (法人の市民税の申告納付) 第48条 (略) (新設)

改正後	改正前
は、<u>法第321条の8第24項及び令第48条の12の2</u>に規定するところにより、<u>控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> <u>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> <u>4 内国法人</u> <u>又</u>は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> <u>5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u> <u>6 （略）</u> <u>7 第5項の場合</u>において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして令第48条の16の2第1項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として令第48条の16の2第2項に規定する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為によ	(新設) <u>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> <u>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u> <u>4 （略）</u> <u>5 第3項の場合</u>において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして令第48条の16の2第1項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として令第48条の16の2第2項に規定する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為によ

改正後	改正前
り市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) (略) 8 (略) 9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	り市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) (略) 6 (略) 7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

改正後	改正前
<u>2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u> <u>3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u> <u>4 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u> <u>5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項</u>	(新設) (新設) <u>2 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u> (新設)

改正後	改正前
<u>の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u> 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、<u>同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u> 附 則 （延滞金の割合等の特例） 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3	（新設） 附 則 （延滞金の割合等の特例） 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3

改正後	改正前
パーセントの割合) とする。 2 当分の間、<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの規定にかかわらず</u>、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの規定</u>及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。 2 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) (削る)	パーセントの割合) とする。 2 当分の間、<u>第52条</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により<u>第52条</u>に規定する延滞金の割合を<u>同項</u>に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る<u>第52条に</u>規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u>及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。 2 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) <u>3 法附則第15条第2項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>

改正後	改正前
<u>3</u> 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> 法附則第15条の8第2項の条例で定める割合は、3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2 (略) 3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) (略) 4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	<u>4</u> 法附則第15条第2項第7号の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> 法附則第15条の8第4項の条例で定める割合は、3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2 (略) 3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) (略) 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

改正後	改正前
(3) (略) 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類（平成25年4月1日前に当該耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了した場合にあつては、これらの書類に加えて当該耐震改修に係る契約を締結した日を証する書類）を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等	(3) (略) 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類（平成25年4月1日前に当該耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了した場合にあつては、これらの書類に加えて当該耐震改修に係る契約を締結した日を証する書類）を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

改正後	改正前
(6) (略) 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第17項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) 12 <u>法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了し</u>	(6) (略) 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第38項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) (新設)

改正後	改正前
<u>た日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> <u>（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> <u>（2） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> <u>（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u> <u>（4） 家屋の建築年月日及び登記年月日</u> <u>（5） 利便性等向上改修工事が完了した年月日</u> <u>（6） 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u> （土地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 （1）～（5） （略） （6） 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合には_____、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項） （7） （略） （平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例） 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課	（土地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 （1）～（5） （略） （6） 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第13条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項） （7） （略） （平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例） 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課

改正後	改正前
税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地</u>であつて、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>） 第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は</u>、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にか	税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成28年度分又は平成29年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地</u>であつて、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>） 第12条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は</u>、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合に<u>あつては</u>、同項の規定にか

改正後	改正前
かわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には</u>、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</u> 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</u> 第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u> (農地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)	かわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合に</u>あつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額</u>にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</u> 第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u> (農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)

改正後	改正前
第13条 農地に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略) (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 (略)	第13条 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 (略) (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 (略)

改正後	改正前
附 則 <u>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</u> 4 <u>法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第10号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> <u>（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> <u>（2） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> <u>（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u> <u>（4） 家屋の建築年月日及び登記年月日</u> <u>（5） 利便性等向上改修工事が完了した年月日</u> <u>（6） 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u> （宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）	附 則 （新設） （宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）

改正後	改正前
5 宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)</u>に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には</u> <u>前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u> 7 <u>附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には</u> <u>附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u> 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下の	4 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)</u>に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合に</u> <u>あつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u> 6 <u>附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合に</u> <u>あつては、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u> 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下の

改正後	改正前
ものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 <u>9</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 (農地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) <u>10</u> 農地に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 (略) (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) <u>11</u> (略)	ものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 <u>8</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 (農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) <u>9</u> 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 (略) (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) <u>10</u> (略)

改正後	改正前
<u>12</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第10項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。 <u>13</u> <u>附則第5項及び第7項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第5項及び第8項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第6項、第8項及び第9項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第11項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u></u> <u>14</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 <u>15</u> <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条</u>の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 （税率の特例） <u>16</u> 昭和48年度分、昭和49年度分及び昭和50年度分の都市計画税に限り、<u>第3条</u>の規定にかかわらず、その税率は昭和48年度においては100分の0.07、昭和49年度においては100分の0.08、昭和50年度においては100分の0.1とする。 （税率の特例） <u>17</u> （略）	<u>11</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第9項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。 <u>12</u> <u>附則第4項及び第6項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第4項及び第7項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第5項、第7項及び第8項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第7項から第9項まで</u>の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第10項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u></u> <u>13</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項_____から第24項まで、第26項、第27項、第31項_____、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 <u>14</u> <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条</u>の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 （税率の特例） <u>15</u> 昭和48年度分、昭和49年度分及び昭和50年度分の都市計画税に限り、<u>第3条第1項</u>の規定にかかわらず、その税率は昭和48年度においては100分の0.07、昭和49年度においては100分の0.08、昭和50年度においては100分の0.1とする。 （税率の特例） <u>16</u> （略）

改正後	改正前
（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。 3・4 （略） （国民健康保険税の減額） 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) （略） (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ （略） (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ （略） (特例対象被保険者等に係る申告)	（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。 3・4 （略） （国民健康保険税の減額） 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) （略） (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ （略） (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ （略） (特例対象被保険者等に係る申告)

改正後	改正前
第20条の2 （略） 2 前項の申告書の提出に当たり____、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類<u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければなら</u>ない。	第20条の2 （略） 2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類_____を提示しなければなら

改正後	改正前
（市民税の納税義務者等） 第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。 （1）～（5） （略） 2 （略） 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 （略） （1） （略） （2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）	（市民税の納税義務者等） 第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。 （1）～（5） （略） 2 （略） 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 （略） （1） （略） （2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。） 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）

改正後	改正前
控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者</u>については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (調整控除) 第34条の6 <u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者</u>については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 当該納税義務者の合計課税所得金額 (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等	控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>所得割の納税義務者</u>については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (調整控除) 第34条の6 <u>所得割の納税義務者</u>については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 当該納税義務者の合計課税所得金額 (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号の者<u>は</u>、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等

改正後	改正前
に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)<u>若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により 控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)</u>については、この限りでない。 2～8 (略) (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)<u>を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u> 2～9 (略) 10 <u>法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)<u>を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)</u>を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u> 11 <u>前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載</u>	に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 <u>若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)</u>及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。) 2～8 (略) (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書 <u>を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u> 2～9 (略) (新設) (新設)

改正後	改正前
<u>された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u> 12 <u>第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u> 第4節 市たばこ税 <u>（製造たばこの区分）</u> 第92条 <u>製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u> <u>（1） 喫煙用の製造たばこ</u> <u>ア 紙巻たばこ</u> <u>イ 葉巻たばこ</u> <u>ウ パイプたばこ</u> <u>エ 刻みたばこ</u> <u>オ 加熱式たばこ</u> <u>（2） かみ用の製造たばこ</u> <u>（3） かぎ用の製造たばこ</u> （市たばこ税の納税義務者等） 第92条の2 （略） <u>（製造たばことみなす場合）</u> 第93条の2 <u>加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合に</u>	（新設） 第4節 市たばこ税 （新設） （市たばこ税の納税義務者等） 第92条 （略） （新設）

改正後	改正前
<u>別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u> <u>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</u> <u>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u> <u>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等</u> <u>に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ</u> <u>の本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u>	<u>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を</u> <u>本数に換算する場合の</u> <u>計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる 製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>(新設)</u> <u>4 前項の計算に関し、</u> <u>製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量</u> <u>に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u>	(新設)
<u>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u>	(新設)
<u>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u>	(新設)
(たばこ税の税率)	(たばこ税の税率)
第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。	第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。
(たばこ税の課税免除)	(たばこ税の課税免除)
第96条 (略)	第96条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条の2</u>の規定を適用する。	3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条</u>の規定を適用する。
(たばこ税の申告納付の手続)	(たばこ税の申告納付の手続)
第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u>	第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5
<u>に</u>係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5	に

改正後	改正前
様式による書類を添付しなければならない。 2～5 (略) (略) 附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2・3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 2～4 (略) <u>5 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>6・7</u> <u>8 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。</u> <u>9 (略)</u> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 (略) 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37	様式による書類を添付しなければならない。 2～5 (略) (略) 附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2・3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。 2～4 (略) (新設) <u>5・6</u> (略) (新設) <u>7 (略)</u> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 (略) 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37

改正後	改正前
条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良 住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のため の譲渡に該当しないものとみなす。	条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の 規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住 宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための 譲渡に該当しないものとみなす。

改正後	改正前
附 則 （たばこ税の課税標準） 第94条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）～（3）（略） 4～10（略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～5 （略） 6 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の2とする。 8 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、0とする。 9 （略）	附 則 （たばこ税の課税標準） 第94条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）～（3）（略） 4～10（略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～5 （略） 6 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。 8 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、0とする。 9 （略）

改正後	改正前
（たばこ税の課税標準） 第94条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）・（2）（略） （3） 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計にける債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア・イ（略） 4～10（略） （たばこ税の税率） 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。	（たばこ税の課税標準） 第94条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）・（2）（略） （3） 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計にける債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア・イ（略） 4～10（略） （たばこ税の税率） 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。

改正後	改正前
（たばこ税の課税標準） 第94条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）・（2）（略） （3） 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計にける債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア（略） イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 4～10（略） （たばこ税の税率） 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。	（たばこ税の課税標準） 第94条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）・（2）（略） （3） 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）</u>附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計にける債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア（略） イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 4～10（略） （たばこ税の税率） 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。

改正後	改正前
（製造たばことみなす場合） 第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 （たばこ税の課税標準） 第94条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u>（削る） <u>（1）・（2）</u> 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	（製造たばことみなす場合） 第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 （たばこ税の課税標準） 第94条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u>（1）<u>加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</u> <u>（2）・（3）</u> 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

改正後	改正前
5 <u>第3項第1号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 6 （略） 7 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計金額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 （削る） <u>9</u> （略）	5 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 6 （略） 7 <u>第3項第3号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計金額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 <u>9</u> <u>第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>10</u> （略）

改正後	改正前
附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第6条 （略） 2 次の各号に掲げる期間内に、28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>廿日市市税条例</u>第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）・（2）（略） （3）平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円 3（略） 4 平成28年4月1日前に28年旧法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（28年旧法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>廿日市市税条例</u>第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。 5～12（略） 13 <u>平成31年10月1日</u>前に28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合にお	附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第6条 （略） 2 次の各号に掲げる期間内に、28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例</u>第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）・（2）（略） （3）平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき4,000円 3（略） 4 平成28年4月1日前に28年旧法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（28年旧法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例</u>第92条 第1項 に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。 5～12（略） 13 <u>平成31年4月1日</u>前に28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合にお

改正後	改正前																														
いて、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,692円</u>とする。 14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>第 5 項</td><td>前項</td><td>第13項</td></tr><tr><td></td><td>附則第20条第 4 項</td><td>附則第20条第14項において準用する同条第 4 項</td></tr><tr><td></td><td>平成28年 5 月 2 日</td><td>平成31年10月31日</td></tr><tr><td>第 6 項</td><td>平成28年 9 月30日</td><td>平成32年 3 月31日</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	第 5 項	前項	第13項		附則第20条第 4 項	附則第20条第14項において準用する同条第 4 項		平成28年 5 月 2 日	平成31年10月31日	第 6 項	平成28年 9 月30日	平成32年 3 月31日	(略)			いて、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,262円</u>とする。 14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>第 5 項</td><td>前項</td><td>第13項</td></tr><tr><td></td><td>附則第20条第 4 項</td><td>附則第20条第14項において準用する同条第 4 項</td></tr><tr><td></td><td>平成28年 5 月 2 日</td><td>平成31年 4 月30日</td></tr><tr><td>第 6 項</td><td>平成28年 9 月30日</td><td>平成31年 9 月30日</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	第 5 項	前項	第13項		附則第20条第 4 項	附則第20条第14項において準用する同条第 4 項		平成28年 5 月 2 日	平成31年 4 月30日	第 6 項	平成28年 9 月30日	平成31年 9 月30日	(略)		
第 5 項	前項	第13項																													
	附則第20条第 4 項	附則第20条第14項において準用する同条第 4 項																													
	平成28年 5 月 2 日	平成31年10月31日																													
第 6 項	平成28年 9 月30日	平成32年 3 月31日																													
(略)																															
第 5 項	前項	第13項																													
	附則第20条第 4 項	附則第20条第14項において準用する同条第 4 項																													
	平成28年 5 月 2 日	平成31年 4 月30日																													
第 6 項	平成28年 9 月30日	平成31年 9 月30日																													
(略)																															

改正後	改正前
附 則 （法附則第15条第43項の条例で定める割合） 2 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 14 法附則第15条第 1 項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第42項、第44項、<u>第45項若しくは第48項</u>、第15条の 2 第 2 項又は第15条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の 3 まで」とする。	附 則 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 2 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 （法附則第15条第45項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 14 法附則第15条第 1 項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第42項、第44項<u>若しくは第45項</u>、第15条の 2 第 2 項又は第15条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の 3 まで」とする。

改正後	改正前
附 則 13 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第42項、<u>第43項、第44項</u>若しくは<u>第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	附 則 13 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第42項、<u>第44項、第45項</u>若しくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

議案第60号

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例（平成15年条例第32号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定管理者による管理） <u>第4条 魅惑の里の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u> （利用時間等） <u>第5条 魅惑の里の利用時間は、別表第1の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u> <u>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。</u> （休園日） <u>第6条 魅惑の里の休園日は、7月20日から8月31日までの期間及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、木曜日とする。</u> <u>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の休園日以外の日に魅惑の里の全部若しくは一部を休園し、又は同項の休園日に魅惑の里の全部若しくは一部を開園することができる。</u> （利用の許可） <u>第7条 魅惑の里の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（次条において「申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、風呂棟の利用については、この限りでない。</u> <u>2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、魅惑の里の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</u> （利用許可の制限） <u>第8条 指定管理者は、申請者の施設等の利用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。</u> （1）～（4） （略）	（新設） （新設） （新設） （利用の許可） <u>第4条 魅惑の里の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申請者 _____」という。）は、市長 _____ の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、風呂棟の利用については、この限りでない。</u> <u>2 市長 _____ は、前項の許可をする場合において、魅惑の里の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</u> （利用許可の制限） <u>第5条 市長 _____ は、申請者の施設等の利用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。</u> （1）～（4） （略）

改正後	改正前
(利用料金の納付等) <u>第9条</u> 魅惑の里の施設等を利用する者(以下「利用者」という。)は、次条第2項に定めるところにより、<u>魅惑の里の施設等の利用に係る料金</u>(以下「<u>利用料金</u>」という。)を<u>指定管理者</u>に納付しなければならない。 2 <u>利用料金</u>は、施設等を利用する際に納付しなければならない。ただし、<u>指定管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 <u>指定管理者</u>は、特別の理由があると認めるときは、<u>利用料金</u>を減免することができる。 4 既納の<u>利用料金</u>は、還付しない。ただし、<u>指定管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用料金の収入等) <u>第10条</u> <u>利用者が納付する利用料金は、魅惑の里の指定管理者の収入とする。</u> 2 <u>利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。</u> 3 <u>指定管理者は、前項の規定により承認を受けて定めた風呂棟に係る各区分ごとの利用料金の額から3割以内の割引をした額をもって、回数券を発行することができる。ただし、入湯税を含む回数券を発行する場合は、利用料金の額に入湯税の額を加えて得た額から3割以内の割引をした額をもって、回数券を発行するものとする。</u> (利用許可の取消し等) <u>第11条</u> <u>指定管理者は、施設等の利用の許可を受けた者(以下「利用許可者」という。)</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。 (1) (略) (2) <u>第8条</u>各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。 2 市は、前項の規定により施設等の利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限したことによって、<u>利用許可者</u>に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。 (利用の予約) <u>第12条</u> (略)	(<u>使用料</u>の納付等) <u>第6条</u> 魅惑の里の施設等を利用する者_____は、<u>別表</u>_____に定めるところにより、<u>使用料</u>を_____納付しなければならない。 2 <u>使用料</u>は、施設等を利用する際に納付しなければならない。ただし、<u>市長</u>_____が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 <u>市長</u>_____は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料</u>を減免することができる。 4 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、<u>市長</u>_____が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (新設) (利用許可の取消し等) <u>第7条</u> <u>市長</u>_____は、施設等の利用の許可を受けた者(以下「<u>利用者</u>_____」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。 (1) (略) (2) <u>第5条</u>各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。 2 市は、前項の規定により施設等の利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限したことによって、<u>利用者</u>_____に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。 (利用の予約) <u>第8条</u> (略)

改正後	改正前
<u>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により利用の予約をした者（以下「予約者」という。）に予約金を前納させることができる。</u> <u>3 前項の予約金の額は、第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。</u> (違約金の徴収) <u>第13条 予約者は、前条第1項の規定により利用の予約をした後</u> <u>―、当該予約を取り消し、又は変更しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。</u> 2 指定管理者は、予約者が前項の規定により利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。 3 前項の違約金の額は、<u>第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。</u> (指定管理者の指定の申請) <u>第14条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (指定管理者の指定) <u>第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る魅惑の里の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。</u> <u>(1) 事業計画書の内容が、魅惑の里の利用者の平等な利用を確保できるものであること。</u> <u>(2) 事業計画書の内容が、魅惑の里の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u> <u>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u> <u>(4) 地域の活性化を図るための施設としての魅惑の里の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。</u>	(新設) (新設) (違約金の徴収) <u>第9条 前条の規定により利用の予約をした者（以下「予約者」という。）は、当該予約を取り消し、又は変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。</u> 2 市長は、予約者が前項の規定により利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。 3 前項の違約金の額は、別表に定める使用料 の額の範囲内で市長が定める。 (新設) (新設)

改正後	改正前
<u>(5) 前各号に掲げるもののほか、魅惑の里の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。</u> <u>(指定管理者が行う業務)</u> 第16条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u> <u>(1) 魅惑の里の利用の許可に関する業務</u> <u>(2) 利用料金の徴収に関する業務</u> <u>(3) 魅惑の里の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、魅惑の里の運営に関して市長が必要と認める業務</u> <u>(事業報告書の作成及び提出)</u> 第17条 <u>指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</u> <u>(業務報告の聴取等)</u> 第18条 <u>市長は、魅惑の里の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</u> <u>(指定の取消し等)</u> 第19条 <u>市長は、指定管理者が第17条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u> <u>2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。</u> <u>(市長による管理)</u> 第20条 <u>市長は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときその他やむを得ない事情があると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、指定管理者の指定をし、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に魅惑の里の管理に係る業務の全部又は一部を行うことができる。</u> <u>2 前項の場合における第5条第2項及び第6条第2項の規定の適用につい</u>	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

改正後	改正前
<u>ては、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長の承認を得て、前項」とあるのは「前項」とする。</u> <u>3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第16条第1号に規定する業務が含まれる場合に限る。）における第7条、第8条、第11条第1項及び第13条の規定の適用については、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該利用について指定管理者の許可を受けている場合を除き、市長」と、同条第2項、第8条、第11条第1項並びに第13条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</u> <u>4 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第16条第2号に規定する業務が含まれる場合に限る。）において、利用者は、第9条第1項の規定にかかわらず、別表第3に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、当該利用について同項に規定する利用料金を指定管理者に納付している場合は、この限りでない。</u> <u>5 前項本文の場合における第9条第2項から第4項まで並びに第12条第2項及び第3項の規定の適用については、第9条第2項から第4項までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第10条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</u> <u>6 第1項の規定により市長が魅惑の里の管理に係る業務の全部又は一部を行った場合において、指定管理者を指定し、又は同項に規定する期間が終了したことにより指定管理者が当該業務を行うこととなる場合における第7条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該利用について市長の許可を受けている場合を除き、指定管理者」と、第9条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第20条第4項本文の規定により使用料を納付している場合は、この限りでない」とする。</u>	

改正後	改正前			
(委任) 第21条 (略)	(委任) 第10条 (略)			
(削る)	別表 (第6条関係)			
	施設	区分	単位	使用料
簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1人1泊	1,500円
		小学校児童		2,200円
		その他12歳以上の者		3,500円
	一時利用	1回4時間以内	1室	5,400円
ケビンA	宿泊		1棟	16,500円
	一時利用	1回4時間以内	1棟	8,250円
ケビンB	宿泊		1棟	12,350円
	一時利用	1回4時間以内	1棟	6,200円
研修室		1回4時間以内	1室	7,600円
風呂棟	宿泊者以外	幼児	1人	150円
		小学校児童		350円
		その他12歳以上の者		600円
		入浴回数券	11枚綴り	6,000円
木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4時間を超えて利用する場合	1室	6,200円
		4時間以内	1室	4,150円
	個人利用		1人	450円
ギャラリー	専用利用		1日	6,200円
			4時間以内	4,150円
バーベキュー施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	3,800円
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	950円
	野外	1回4時間以内	1区画	1,650円
		4時間を超えて	1区画	450円

改正後

1時間までごとに

ふれあいホール

9時から17時まで

1時間までごとに

3,450円

17時から22時まで

1時間までごとに

5,400円

ピアノ

1回

5,150円

オートキャンプ

宿泊

1基

4,150円

場テントサイト

一時利用

1回4時間以内

1基

2,200円

RVパーク

宿泊

1区画

2,000円

グラウンド・ゴルフ場

1ラウンド4時間以内

1人

500円

24ホール

備考

1「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。

2「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

33歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で使用して宿泊する場合は、幼児の使用料を徴収する。

41人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の使用料の額は、使用料の額の4割に相当する額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

5ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を使用するときは、使用料の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を使用するときは、1キロワット時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第1（第5条関係）

区分

利用時間

簡易宿泊施設

宿泊

16時から翌日の10時まで

(新設)

改正後			改正前	
	一時利用	9時から15時まで	(新設)	
ケビンA	宿泊	16時から翌日の10時まで		
	一時利用	9時から15時まで		
ケビンB	宿泊	16時から翌日の10時まで		
	一時利用	9時から15時まで		
研修室		10時から22時まで		
風呂棟	宿泊者	6時30分から8時30分まで		
		16時から23時まで		
	一時利用者	11時から21時まで		
木工陶芸及び農産加工施設		10時から16時まで		
ギャラリー		10時から16時まで		
バーベキュー施設		9時から21時まで		
ふれあいホール		9時から22時まで		
オートキャンプ場テン	宿泊	13時から翌日の11時まで		
トサイト	一時利用	10時から16時まで		
RVパーク		11時から翌日の10時まで		
グラウンド・ゴルフ場		9時から16時まで		
別表第2（第10条関係）			(新設)	
施設	区分		単位	利用料金の範囲
簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1人1泊	750円から 1,950円まで
		小学校児童		1,100円から 2,860円まで
		その他12歳以上の者		1,750円から 4,550円まで
	一時利用	1回4時間以内	1室	2,700円から 7,020円まで
ケビンA	宿泊		1棟	8,250円から 21,450円まで
	一時利用	1回4時間以内	1棟	4,120円から 10,720円まで

改正後				改正前
ケビンB	宿泊		1棟	6,170円から 16,050円まで
	一時利用	1回4時間以内	1棟	3,100円から 8,060円まで
研修室	1回4時間以内		1室	3,800円から 9,880円まで
風呂棟	宿泊者以外	幼児	1人	70円から 190円まで
		小学校児童		170円から 450円まで
		その他12歳以上の者		300円から 780円まで
木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4時間を超えて利用する場合	1室	3,100円から 8,060円まで
		4時間以内	1室	2,070円から 5,390円まで
	個人利用		1人	220円から 580円まで
ギャラリー	専用利用		1日	3,100円から 8,060円まで
			4時間以内	2,070円から 5,390円まで
バーベキュー施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	1,900円から 4,940円まで
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	470円から 1,230円まで
	野外	1回4時間以内	1区画	820円から 2,140円まで
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	220円から 580円まで

改正後				改正前			
ふれあいホール	9時から17時まで		1時間まで	1,720円から			
			ごとに	4,480円まで			
	17時から22時まで		1時間まで	2,700円から			
			ごとに	7,020円まで			
	ピアノ		1回	2,570円から			
				6,690円まで			
オートキャンプ 場テントサイト	宿泊		1基	2,070円から			
				5,390円まで			
	一時利用	1回4時間以内	1基	1,100円から			
				2,860円まで			
RVパーク	宿泊		1区画	1,000円から			
				2,600円まで			
グラウンド・ゴ ルフ場	1ラウンド4時間以内		1人	250円から			
	24ホール			650円まで			
備考							
1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。							
2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。							
3 3歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で使用して宿泊する場合は、幼児の利用料金を徴収する。							
4 1人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の利用料金の額は、第10条第2項の規定により承認を受けて定めた利用料金の額の6割に相当する額以内の額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。							
5 ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を使用するときは、第10条第2項の規定により承認を受けて定めた利用料金の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を使用するときは、1キロワット時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。							

改正後					改正前				
別表第3（第20条関係）					（新設）				
施設	区分		単位	使用料					
簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1人1泊	1,500円					
		小学校児童		2,200円					
		その他12歳以上の者		3,500円					
	一時利用	1回4時間以内	1室	5,400円					
ケビンA	宿泊		1棟	16,500円					
	一時利用	1回4時間以内	1棟	8,250円					
ケビンB	宿泊		1棟	12,350円					
	一時利用	1回4時間以内	1棟	6,200円					
研修室	1回4時間以内		1室	7,600円					
風呂棟	宿泊者以外	幼児	1人	150円					
		小学校児童		350円					
		その他12歳以上の者		600円					
		入浴回数券	11枚綴り	6,000円					
木工陶芸及び農産加工施設	専用利用	4時間を超えて利用する場合	1室	6,200円					
		4時間以内	1室	4,150円					
	個人利用		1人	450円					
ギャラリー	専用利用		1日	6,200円					
			4時間以内	4,150円					
バーベキュー施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	3,800円					
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	950円					
	野外	1回4時間以内	1区画	1,650円					
		4時間を超えて1時間までごとに	1区画	450円					
ふれあいホール	9時から17時まで		1時間まで	3,450円					

改正後				改正前			
			ごとに				
	17時から22時まで		1 時間まで	5, 400円			
			ごとに				
	ピアノ		1 回	5, 150円			
オートキャンプ	宿泊		1 基	4, 150円			
場テントサイト	一時利用	1 回 4 時間以内	1 基	2, 200円			
RVパーク	宿泊		1 区画	2, 000円			
グラウンド・ゴルフ場	1 ラウンド 4 時間以内		1 人	500円			
	24ホール						
備考							
1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。							
2 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。							
3 3歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で使用して宿泊する場合は、幼児の使用料を徴収する。							
4 1人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の使用料の額は、使用料の額の4割に相当する額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。							
5 ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を使用するときは、使用料の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を使用するときは、1キロワット時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。							

議案第61号

廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員） 第10条（略） 2（略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（3）（略） <u>（4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u> （5） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u> （6）～（9）（略） <u>（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u> 4・5（略）	（職員） 第10条（略） 2（略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（3）（略） <u>（4） 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> （5） 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 _____ （6）～（9）（略） （新設） 4・5（略）

議案第62号

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市介護保険条例（平成12年条例第23号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険料率） 第2条（略） （1）～（5）（略） （6）（略） ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略） （7）～（12）（略） 2（略）	（保険料率） 第2条（略） （1）～（5）（略） （6）（略） ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略） （7）～（12）（略） 2（略）

議案第63号

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第1章～第3章（略） 第3章の2（略） 第1節～第4節（略） <u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）</u> <u>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> 第4章～第9章（略） 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（6）（略） <u>（7） 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u> <u>（8）（略）</u> （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第5条 前条に規定する援助を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 （1） 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者 <u>（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）</u>をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サー	目次 第1章～第3章（略） 第3章の2（略） 第1節～第4節（略） （新設） <u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> 第4章～第9章（略） 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（6）（略） （新設） <u>（7）（略）</u> （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第5条 前条に規定する援助を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 （1） 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者 _____ _____ _____をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サー

改正後	改正前
ビス」という。) (2)～(4) (略) (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>施行規則</u> 第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。 (指定夜間対応型訪問介護) 第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（<u>施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。</u>）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。	ビス」という。) (2)～(4) (略) (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）</u>第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。 (指定夜間対応型訪問介護) 第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者 _____ をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

改正後	改正前
2 (略) 第3章の2 地域密着型通所介護 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>地域密着型通所介護従業者</u>は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (5)・(6) (略) 第59条の10 (略) 2～4 (略) 5 <u>地域密着型通所介護従業者</u>は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。 <u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</u> (共生型地域密着型通所介護の基準) <u>第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。))第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)</u>、<u>指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)</u>、<u>指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)</u>、<u>指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支</u>	2 (略) 第3章の2 地域密着型通所介護 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>指定地域密着型通所介護従業者</u>は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 (5)・(6) (略) 第59条の10 (略) 2～4 (略) 5 <u>指定地域密着型通所介護従業者</u>は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。 (新設)

改正後	改正前
<u>援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u> <u>（１） 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u> <u>（２） 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u>	

改正後	改正前
(準用) 第59条の20の3 <u>第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従事者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</u> <u>第6節</u> 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17	(新設) <u>第5節</u> 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 第109条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17

改正後	改正前
<u>条の12</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	<u>条の10</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

議案第64号

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格） 第3条 法第78条の2第4項第1号、第79条第2項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、<u>法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）</u>である者とする。	（指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格） 第3条 法第78条の2第4項第1号、第79条第2項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人_____ _____である者とする。